

週刊 タバコの正体

タバコは人々の健康を害し寿命をも短くします。しかし、一旦ニコチン依存症になってしまうと「百害あって一利なし」と分かっているにもかかわらず、タバコを吸い続けている人は大勢います。つまりタバコを買い続け、たばこ税を払い続ける人が大勢いるのです。国家財政にとって、この税金は無視できない存在である事はすでに紹介しましたね。

じつは、日本にはこの事を推進するための「たばこ事業法」という法律がある事を知っていますか。その目的を記した条文は下記のとおりです。

財務省 管轄

たばこ事業法 第1条

この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

下線部のとおり、財政収入の安定的確保のためにタバコが利用されているわけで、人々の健康被害には触れていません。

一方、国民の健康に関する「健康増進法」という法律も存在します。こちらにはタバコの健康被害をなくす条文も定められています。

厚生労働省 管轄

健康増進法 第1条

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

受動喫煙の防止 第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

このように日本には、タバコをめぐる財政優先の法律と健康優先の法律があるのです。財務省管轄のたばこ事業法は1984年制定、厚生労働省管轄の健康増進法は2002年制定なので、歴史的には財政優先で目先の財源確保を続けてきましたが、近年タバコによる健康被害などの損失も無視できない事がわかってきました。

日本の未来を背負う君たちには、将来タバコをどう扱うべきなのか、きちんと考えておいて欲しいと思っています。